

## 授業特別協力者(ゲストスピーカー)報告書

テーマ : 「最高裁第二小法廷判決平成 29 年 12 月 15 日(民集 71 卷 10 号 2235 頁)  
馬券訴訟を通じて眺める法律の世界」  
実施日時 : 2025 年 5 月 20 日(火) 4 時限  
担当教員名 : 阿部 雪子  
授業科目名 : ベーシック演習 I

### 実施結果

本講義では、最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決(いわゆる馬券訴訟)を素材として、当該払戻金に係る所得税法上の所得区分および外れ馬券の必要経費性をめぐる諸問題について検討を行った。

まず、勝ち馬券の払戻金に係る所得区分の歴史的沿革について概観した。競馬は、近代以降、大衆娯楽として発展してきた経緯を有しており、明治 20 年制定の旧所得税法の下においては、その払戻金は「一時的に生じたもの」と解され、課税所得には該当しないものとして非課税の取扱いがされていた。その後、昭和 22 年改正所得税法において、払戻金は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」として一時所得に位置付けられ、課税対象に組み込まれることとなった。この過程において、当たり馬券の購入費用については一時所得の金額計算上控除が認められる一方、外れ馬券の購入費用については必要経費性が否定されるという取扱いが確立されてきた。

近年では、コンピュータを用いた大量・継続的な馬券購入により収益獲得を図る購入者が現れたことから、その払戻金の所得区分が新たな法的争点として浮上するに至った。最高裁平成 29 年判決は、「本件所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として、所得税法 35 条 1 項にいう雑所得に該当する」と判示し、本件事案において雑所得該当性を肯定した。この判断は、従来否定されてきた外れ馬券の必要経費性について、雑所得の計算上これを必要経費として控除し得る余地を認めた点において、所得税法上重要な意義がある。

本講義では、以上の判例および制度的経緯を踏まえ、主として以下の三点について多角的な検討を行った。すなわち、① 勝ち馬券の払戻金が雑所得と一時所得のいずれに該当するかという所得分類の問題、② 馬券購入が、購入額の約 75%しか還元されない「マイナス・サム・ゲーム」としての性質を有することに鑑み、当該行為に事業性を認め得るかという問題について、行動経済学的視点を交えながら検討した。また、③ 「娯楽」から生ずる所得に対する課税のあり方についても、租税法理論および所得概念論の観点から幅広い考察が加えられた。

これらの検討を通じて、ベーシック演習の受講者は、馬券訴訟を素材としながら、所得税法における所得分類論および必要経費概念の射程について理解を深めるとともに、現代的租税問題に対する判例理論の意義と課題について示唆を得ることができた。

